盛岡地方振興局長告示第56号

介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号)第131条第1項の規定により、指定居宅サービス事業者の指定に係る事業所の所在地の変更について次のとおり届出があった。

平成 20 年 3 月 28 日

盛岡地方振興局長 藤 尾 善 一

1 福祉用具貸与

介護保険事業所	事業所の名称	事業所の所在地		変更年月日
番号		変更前	変更後	多
0372100727	JA新いわて福祉レンタル	岩手郡滝沢村鵜飼字	岩手郡滝沢村大釜字外館	平成 19 年 10 月 1 日
		向新田7番地76	114番地6	

2 特定福祉用具販売

介護保険事業所	事業所の名称	事業所の所在地		変更年月日
番号		変更前	変更後	多 文 十 月 日
0372100727	JA新いわて福祉レンタル	岩手郡滝沢村鵜飼字	岩手郡滝沢村大釜字外館	平成 19 年 10 月 1 日
		向新田7番地76	114番地6	